

役員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人夏吉睦福社会（以下「本会」という。）の定款第24条に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬及び旅費実費の支給）

第3条 役員には、次の各号のとおり報酬及び旅費実費を支給する。

- （1）理事には、理事会及びその他会議に出席した場合に報酬及び費用弁償として、旅費実費を支給する。
- （2）監事には、監事監査、理事会及びその他会議に出席した場合に報酬及び費用弁償として、旅費実費を支給する。

（報酬及び旅費実費の算定方法）

第4条 前条の報酬及び旅費実費の額は、別表に定める額とする。

（報酬及び旅費実費の支給方法）

第5条 役員に対する報酬及び旅費実費の支給日は、次の各号によるものとする。

- （1）第3条第1項の報酬については、理事会及びその他会議の日とする。
- （2）第3条第2項の報酬については、監事監査、理事会及びその他会議の日とする。
- 2 報酬、旅費及び交通費等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表

区 分		報 酬	旅 費
第３条第１号の報酬		5,568 円	実費
第３条第２号の報酬	監事監査	5,568 円	実費
	理事会及びその他会議	5,568 円	実費